

重要事項説明書（居宅介護支援）

作成日 令和 7年 8月 1日

1. 事業所の概要

事業者 株式会社 Regional Creation Care
代表者 代表取締役 鈴木 裕一
所在地 札幌市西区八軒1条西1丁目3番15号
電話番号 TEL011-215-5138 FAX011-215-5583
事業の種類 指定居宅介護支援
事業所名称 ケアプランセンターメディケアさっぽろ
事業所所在地 札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目14-17
電話番号 TEL011-624-5720 FAX011-624-5721
事業所番号 北海道知事指定 0170406383
指定年月日 令和 7年 6月 1日
開設年月日 令和 7年 6月 1日
管理者氏名 菊田 幸乃

2. 事業所の運営方針

- ①要介護状態等になった利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ利用者の選択に基づいた適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行います。
- ②事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立な業務に努めるものとします。
- ③居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- ④居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。

3. 営業時間（サービス提供時間）

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで

但し12月31日から1月3日まで及び土曜日、日曜日は休業日

※24時間常時連絡が可能な体制とします。

4. 通常の事業の実施地域

札幌市・江別市全域

5. 事業所の職員体制

(1) 管理者 1名（常勤・兼務1名）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行います。

(2) 介護支援専門員 2名（常勤・兼務1名、非常勤・専従1名）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業従業者等との連絡調整等、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたります。

6. サービス概要

(1) 要介護認定の代行申請

利用者が要介護認定を受けるための関係行政への手続きを代行します。

(2) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

利用者や家族（以下「利用者等」という。）及び指定居宅サービス事業者等からの聞き取りにより利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活と営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握し、利用者が受ける居宅サービスについて、利用者の自立支援に向けた目標とサービス内容、サービス提供の方法と費用負担等を利用者等と相談しながら作成いたします。作成の際はサービス担当者会議を行います。

(3) 居宅サービスの実施状況の把握と調整

居宅サービスが居宅サービス計画どおりに実施されているか、またサービスの利用が利用者にとって満足のできるものか等を定期訪問や電話等により把握し、課題があれば検討し調整いたします。

(4) 居宅サービスの給付管理

サービス利用票を毎月利用者へ交付し、サービス利用の実績管理を行います。

(5) 医療機関との連携

① 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼いたします。

② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能に関する問題、モニタリング等の際に利用者の心身又は生活に係る状況等について、主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

③ 介護支援専門員は、利用者訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

7. 秘密保持

当事業所が行なう指定居宅介護支援サービスにおいて、業務上知りえた利用者等の個人情報、堅く秘密を保持します。なお、利用者の問題解決のために必要な情報をサービス事業所等に提供する際も利用者等の同意を得たうえで行います。

8. 虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のため対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) サービス提供中に虐待等を発見した場合は、市町村の窓口連絡し、調査等に関する協力を努めます。

9. 費用

- ① 当事業所が行う指定居宅介護支援サービスにかかる費用については、厚生労働省が定める介護報酬告示上の額を全額市町村へ請求いたします。(但し、介護保険料の滞納等法定代理受領ができない場合は、この限りではありません)

(単位数単価 10.21 円)

サービス内容略称	給付単位数	1月の金額(円)
居宅介護支援費 I i (要介護 1・2) 45 件未満	1,086	11,088
居宅介護支援費 I i (要介護 3・4・5) 45 件未満	1,411	14,406
居宅介護支援費 I ii (要介護 1・2) 45 件以上 60 件未満	544	5,554
居宅介護支援費 I ii (要介護 3・4・5) 45 件以上 60 件未満	704	7,187
居宅介護支援費 I iii (要介護 1・2) 60 件以上	326	3,328
居宅介護支援費 I iii (要介護 3・4・5) 60 件以上	422	4,308
居宅介護支援費 II i (要介護 1・2) 45 件未満	1086	11,088
居宅介護支援費 II i (要介護 3・4・5) 45 件未満	1411	14,406
居宅介護支援費 II ii (要介護 1・2) 45 件以上 60 件未満	527	5,380
居宅介護支援費 II ii (要介護 3・4・5) 45 件以上 60 件未満	683	6,973

居宅介護支援費Ⅱ iii (要介護 1・2) 60 件以上	316	3,226
居宅介護支援費Ⅱ iii (要介護 3・4・5) 60 件以上	410	4,186
初回加算	300	3,063
入院時情報連携加算 (Ⅰ) 1 月につき	250	2,552
入院時情報連携加算 (Ⅱ) 1 月につき	200	2,042
退院・退所加算 (Ⅰ) イ 1 回につき	450	4,594
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ 1 回につき	600	6,126
退院・退所加算 (Ⅱ) イ 1 回につき	600	6,126
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ 1 回につき	750	7,657
退院・退所加算 (Ⅲ) 1 回につき	900	9,189
通院時情報連携加算 1 月につき	50	510
緊急時等居宅カンファレンス加算 1 月 2 回を限度	200	2,042
特定事業所加算 (Ⅰ) 一定要件を満たした場合	519	5,298
特定事業所加算 (Ⅱ) 一定要件を満たした場合	421	4,298
特定事業所加算 (Ⅲ) 一定要件を満たした場合	323	3,297
特定事業所加算 (A) 一定要件を満たした場合	114	1,163
特定事業所医療介護連携加算 一定要件を満たした場合	125	1,276
ターミナルケアマネジメント加算 1 月につき	400	4,084
特定事業所集中減算 1 月につき	- 200	-2,042
運営基準減算	基本単位数の 50%に減算	
高齢者虐待防止措置未実施減算	基本単位数の 1%を減算	
業務継続計画未策定減算	基本単位数の 1%を減算	
同一建物減算	基本単位数の 5%を減算	

※居宅介護支援費Ⅱ：ケアプランデータ連携システムを活用及び事務職員の配置を行っている場合

※初回加算：新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合

※運営基準減算：運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

※高齢者虐待防止措置未実施減算：高齢者虐待防止措置についての実施が行われていない場合

※事業継続計画未策定減算：事業継続計画が未策定である場合

※同一建物減算：事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に居宅介護支援を行う場合

②通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援の提供に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

一 事業所から、片道おおむね 15 キロメートル未満 250 円

二 事業所から、片道おおむね15キロメートル以上 400円

10. 解約

利用者は、当事業所が行う指定居宅介護支援サービスについて、30日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。その際の費用は一切かかりません。

11. 併設している事業所

訪問看護ステーション メディケアさっぽろ
デイサービスセンターメディケア宮の丘

12. 事故発生時の対応

- (1) 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族等へ連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況および事故に際してとった処置に関する記録を行いません。
- (3) 指定居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入している民間の損害賠償保険をもってこれを履行します。
- (4) 事故の原因を解明し、再発防止策を講じます。

13. 苦情処理体制

- (1) 事業者は、苦情があった場合直ちに担当介護支援専門員または苦情処理担当者から利用者及びその家族に連絡をとり、直接出向くなどして詳しい状況を把握するとともに担当介護支援専門員へも事情を確認し適切に対応します。
- (2) 管理者が必要と判断した場合には、ただちに検討会議を行い必要な措置を講じます。
- (3) 苦情の内容及び対応は再発防止のため台帳へ記録・保管します。
- (4) 事業所は、市町村より文書等の提示の求めまたは当該市町村職員からの質問もしくは照会を受けた際は、調査に必要な協力をするとともに、市町村より指導や助言を受けた場合は、必要な改善を行います。

〈苦情処理の窓口〉

事業所の苦情相談窓口	ケアプランセンターメディケアさっぽろ 札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目14-17 電話番号：011-624-5720 苦情処理担当者： 菊田 幸乃 ご利用時間：午前8時30分より午後5時30分	
	北海道国民健康保険団体連 合会（総務部介護保険課）	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号：011-231-5175

事業所以外の機関	北海道社会福祉協議会 (北海道福祉サービス運営 適正化委員会)	所在地：札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 3階 電話番号：011-204-6310
	札幌市福祉サービス苦情相 談センター	所在地：札幌市中央区大通西19丁目 社会福祉総合センター・2階 電話番号：011-632-0550

14. ハラスメント対策

- (1) 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

15. 事業継続計画の策定

事業者は、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるように事業継続計画を策定し、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

16. 感染症の予防・蔓延防止について

事業者は、感染症の予防及び蔓延防止に努め、会議等において対策を協議し、対応指針等を作成し、掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

17. 第三者評価の有無について

第三者評価	実施の有無	あり	・	なし
	実施した直近の年月日			
	第三者評価機関名			
	評価結果の開示状況	あり	・	なし

18. その他の重要事項

事業者は、研修の機会を設け、資質向上を図ります。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供にあたり、利用者等に対し、本書面に基づいて上記重要事項の説明をしました。

〔指定居宅介護支援事業所〕

企業名 株式会社 **Regional Creation Care**

事業所名 ケアプランセンター メディケアさっぽろ

所在地 札幌市手稲区西宮の沢6条1丁目14-17

説明者 _____

私は、本書面に基づいて指定居宅介護支援事業所より上記重要事項の説明を受けました。

【利用者】 氏名： _____

住所： _____

【署名代行者】 氏名： _____ (続柄： _____)

住所： _____

署名代行の理由： _____